（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第四条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方財政法施行令附則第十九条第一号の改正規定中「附則第十九条第一号」を「附則第二十一条第一号」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の十二第二項第四号中「第六十条の二」を「第六十条」に改める。

第三十六条の三第二項中「第六十条第二項に規定する仕入書（」及び「を含む。）」を削る。

第五十一条の四第二項中「第六十条第二項に規定する仕入書（」を削り、「同項第一号及び第二号」を「同項各号」に改め、「を含む。）」を削る。

第五十一条の十二第二項中「第六十条第二項に規定する仕入書（」及び「を含む。）」を削る。

第五十九条の十二第一項中「この条及び第五十九条の十五において」を削る。

第六十条を削る。

第六十条の二中「第六十八条第二項（」を「第六十八条（輸出申告又は」に改め、第五章第三節中同条を第六十条とする。

第六十一条の見出しを「（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）」に改め、同条第一項中「第六十八条第二項（」を「第六十八条（」に改め、「書類は、」の下に「輸出申告若しくは」を、「係る貨物の」の下に「契約書、仕入書、」を加え、「税関において課税標準の決定のために必要と認める」を「税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な」に改め、同項第一号中「第六十八条第二項」を「第六十八条」に改める。

第六十五条中「、第五十九条の四第一項（第三号を除く。）及び第二項、第六十条第一項及び第三項」を削る。

第八十三条第一項中「以下この条において「輸入者」を「第六項及び第九項において「輸入者」に改め、同条第二項中「郵便物」の下に「並びに特定輸出貨物」を加え、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸入の許可を受けた」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類及び」と読み替えるものとする。

第八十三条第四項を次のように改める。

4　第六十一条第一項（各号を除く。）の規定は、法第九十四条第二項において準用する同条第一項に規定する政令で定める書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸出の許可を受けた」と、「仕入書、運賃明細書、保険料明細書」とあるのは「仕入書」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる」と読み替えるものとする。

第八十三条第九項の表第四条第三項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項第二号並びに第九条の項中「並びに第九条」を「、第九条並びに第十一条第二項」に改め、同表第十一条見出し及び同条第一項の項中「及び同条第一項」を「並びに同条第一項及び第二項」に改める。

第八十七条第二項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三中「少額貨物の免税」を「無条件免税」に改め、同条第十八号中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章　特恵関税等（第二十五条―第三十二条）
第六章　経済連携協定に基づく関税割当制度等（第三十三条）
第七章　軽減税率等（第三十四条・第三十五条）
第八章　減免税物品の用途外使用等（第三十六条―第三十九条）
第九章　自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例等（第四十条―第四十五条）
第十章　雑則（第四十六条・第四十七条）」

を

「第五章　特恵関税等（第二十五条―第三十一条）
第六章　軽減税率等（第三十二条・第三十三条）
第七章　減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）
第八章　国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例等（第三十八条―第四十三条）
第九章　雑則（第四十四条・第四十五条）」

に改める。

第二条第一項中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改める。

第十四条第一項ただし書中「平成八年度から平成二十三年度までの各年度における」を「平成二十四年度における法第七条の三第一項に規定する」に、「当該各年度の」を「当該年度の」に、「法第七条の三第二項第六号」を「同条第二項第六号」に、「の数量を当該各年度における」を「（平成七年度から平成二十三年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十四年度における法第七条の三第一項に規定する」に改める。

第十九条第一項中「法第七条の六第六項」を「同条第六項」に、「「輸入数量を」を「法第七条の三第一項に規定する輸入数量を」に、「法第七条の三第二項第六号」を「同条第二項第六号」に、「法第七条の六第四項第一号」を「同条第四項第一号」に、「「輸入数量に」を「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」に改める。

第四十三条）　に改める。